

所管部課	会計課		部長	神山 尚		
件名	東大和市会計事務規則の一部を改正する規則について					
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市金銭登録機使用規則				
	部課機関	市民課	課税課	納税課	地域振興課	
<p>1. 要旨</p> <p>市民部の窓口において、セミセルフレジを利用した電子マネーによる支払いが開始されるにあたり、出納員・現金取扱員のみが操作を行うことを念頭に制定された東大和市金銭登録機使用規則を廃止し、東大和市会計事務規則に新たな金銭登録機による収納及び領収書の取扱い等について必要な事項を規定し、歳入金の適切な収納と納入者の利便性の向上が図れるよう一部改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歳入金の収納について、金銭登録機を使用して収納できることを規定する。</li> <li>・金銭登録機によって印字した領収書を、会計事務規則第27条第1項に規定する出納員が交付した領収書とみなし、また電子決済の場合は、納入者が委託した指定納付受託者が、当該歳入金を納付したときに限り当該領収書とみなすことを規定する。</li> <li>・金銭登録機使用規則については、会計事務規則の一部を改正する規則の施行に併せて廃止する。</li> </ul> <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p>(3) 効果及び影響</p> <p>金銭登録機による歳入金の収納を適切に行えるとともに、市民等による市役所窓口等の電子マネーによる支払いも可能となり、利便性が向上する。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>領収書には、電子決済の場合の取扱いについて「指定納付受託者に納付の委託が行われている」旨の注記を施す。</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進める。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。